平成２１年（フ）第１９６５号
北海道江別市元江別本町34番地の６　フォレスタハウス壱番館104号室
債務者　登立　信弘
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６３号
札幌市白石区栄通９丁目７番５号
債務者　齊藤　仁美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２８号
札幌市西区琴似２条７丁目１番35―711号
債務者　關　　智志
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２９号
札幌市西区琴似２条７丁目１番35―711号
債務者　關　　智子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３９号
北海道恵庭市泉町60番地メゾン丸恵207号
債務者　合田あけみ（旧姓源内・田澤・稲生）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８８号
札幌市南区藤野４条10丁目255番地97
債務者　西村　貞浩
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８９号
札幌市南区藤野４条10丁目255番地97
債務者　西村　　蘭
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２２号
北海道千歳市富丘１丁目20番160―608号
債務者　工藤　英子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２５号
札幌市中央区南11条西17丁目３番６―405号、申立時の住所札幌市中央区南14条西18丁目７番５―301号
債務者　花田　　泉（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４０号
北海道千歳市富士４丁目14番16号
債務者　石橋由美子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４５号
札幌市東区東苗穂９条２丁目１番58号
債務者　川口　弘次
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４９号
札幌市西区八軒６条東２丁目４番３号
債務者　北村　公樹
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６１号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地２　クィーン南５条701号
債務者　櫻井　晋吾
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９号
茨城県常陸大宮市久隆792番地の１
債務者　湖口　純一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５９号
茨城県笠間市石井1816―１　石井寮１階３号室、住民票上の住所北海道札幌市南区中ノ沢４丁目３番１号　エテルノ岡本302号
債務者　越後屋彰一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６６号
茨城県久慈郡大子町大字大子９番地１　町営菅ノ沢住宅１号
債務者　望田　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７２号
茨城県水戸市曙町５番10号パークサイドベル１階101号室、住民票上の住所茨城県東茨城郡城里町大字春園1277番地の12
債務者　本田富士江
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３号
茨城県つくば市高須賀４番地１
債務者　原科多加志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係